

2018年6月5日

各位

会社名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 谷本 秀夫
(コード番号 6971 東証第1部)
問合せ先 取締役 執行役員常務 青木 昭一
(TEL (075) 604-3500)

米国預託証券(ADR)のニューヨーク証券取引所における上場廃止予定について

京セラ株式会社(以下、当社)は、2018年2月26日にニューヨーク証券取引所(以下、NYSE)における当社米国預託証券(以下、ADR)の上場廃止申請を行うことを公表しました。

今般、2018年6月5日(米国時間)付で、NYSEに対して自主的な上場廃止を通知しましたので、今後の上場廃止に関する日程等をお知らせします。

記

1. 上場廃止申請等を行う理由

当社は、米国証券市場における当社株式の流通促進、及び当社の国際的な知名度向上を目的として1976年2月に米国でADRを発行し、1980年5月にADRをNYSEに上場しました。以来、米国証券取引法に基づく開示義務への対応、米国会計基準による連結財務諸表の作成、米国企業改革法の求める内部統制の構築のほか、株主及び投資家に対する積極的な情報開示に努めてきました。

一方で、日本の証券市場の国際化進展による外国人投資家の日本市場での株式取引増加や、日本の法令及び会計基準等の改正により、日米間における開示や内部統制に関する差異解消が進展する等の大きな環境の変化がありました。また、近年のNYSEにおける当社ADRの取引高は減少傾向にあることから、当社は上場継続の経済的合理性が低下したと判断し、NYSE上場廃止及びSEC登録廃止の申請を行うことを決定しました。

2. 上場を継続する取引所

東京証券取引所

3. 上場廃止等に関する予定（米国時間）

2018年 6月 5日	NYSE に対して上場廃止を通知
6月 15日	NYSE 上場廃止及び SEC 登録廃止の申請書 (Form 25) を提出
6月 26日	NYSE 上場廃止の完了 米国証券取引法に基づく継続開示義務の終了申請 (Form 15F)
9月	SEC 登録廃止の完了及び 米国証券取引法に基づく継続開示義務の終了

なお、SEC から審査期間の延長等の通知があった際には、上記予定に変更が生じる場合があります。

4. 今後の対応

SEC 登録の廃止により、当社の年次報告書（Form 20-F）を含む米国証券取引法に基づく継続開示義務は終了しますが、当社の連結財務諸表及び日本国内における法定開示書類につきましては、当社ホームページ上で英文による開示を継続し、海外を含めた株主及び投資家の皆様に対する情報開示の維持・向上に努めます。

なお、当社は、NYSE 上場廃止後も米国における ADR プログラムを継続する予定であり、引き続き米国の店頭市場において当社 ADR の取引は可能となる見通しです。

5. 当社 ADR に関する問い合わせ先

Citibank, N.A. Shareholder Services（米国）

電話番号：1-877-248-4237（米国内無料通話）

1-781-575-4555（米国外から）

ウェブサイト：www.citi.com/dr

E-mail：citibank@shareholders-online.com

営業時間は米国東部時間の平日午前 9 時から午後 5 時まで

以 上